

新興国ソブリン・豪ドルファンド(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

信託期間 : 2011年2月25日 から 2021年2月8日 まで
 決算日 : 毎月6日(休業日の場合翌営業日)

基準日 : 2021年1月29日
 回次コード : 3120

当ファンドは、特化型運用を行います。 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

2021年1月29日現在

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 3,486 円 |
| 純資産総額 | 5百万円 |

期間別騰落率

| 期間 | ファンド |
|------|---------|
| 1カ月間 | +1.5 % |
| 3カ月間 | +14.3 % |
| 6カ月間 | +9.2 % |
| 1年間 | +9.0 % |
| 3年間 | -8.6 % |
| 5年間 | +8.1 % |
| 年初来 | +1.5 % |
| 設定来 | +36.0 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。また、受益権の分割も修正しています。
 ※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。
 ※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。
 ※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年/月) | 分配金 |
|---------------|-----------------------------|
| 第1～106期 合計* | 6,110円 |
| 第107期 (20/02) | 10円 |
| 第108期 (20/03) | 10円 |
| 第109期 (20/04) | 10円 |
| 第110期 (20/05) | 10円 |
| 第111期 (20/06) | 10円 |
| 第112期 (20/07) | 10円 |
| 第113期 (20/08) | 10円 |
| 第114期 (20/09) | 10円 |
| 第115期 (20/10) | 10円 |
| 第116期 (20/11) | 10円 |
| 第117期 (20/12) | 10円 |
| 第118期 (21/01) | 10円 |
| 分配金合計額 | 設定来*: 6,230円 直近12期: 120円 |

* 第1～106期および設定来の分配金合計額には、分割前の分配金が含まれています。分割前(第1～25期)の分配金合計額は450円です。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※当ファンドは、2013年4月26日に7対10の受益権の分割(7口を10口に分割)を行っています。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

《ファンドマネージャーのコメント》

＜運用概況＞

当ファンドでは満期償還日に向けて、2021年1月上旬よりわが国の短期金融資産を中心とした安定運用に移行いたしました。これまで長きにわたり、当ファンドをご愛顧賜り、誠にありがとうございました。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

加入協会

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- 新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

1. 新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。

※ 国家機関には、政府関係機関・州等を含みます。

- JP モルガン エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスを参考に運用を行ないます。
- 国別配分、年限構成は、各国の信用力、経済情勢等を考慮して決定します。
- 投資対象とする債券は、各銘柄の流動性、利回り水準等を考慮して決定します。

※ 新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。

※ 米ドル以外の通貨建ての債券に投資する場合、原則として、当該通貨売り／米ドル買いの為替取引を行ないます。

2. 為替取引の対象通貨が異なる2つのファンドがあります。

| ファンド名 | 為替取引の内容 | 取引対象通貨 |
|-------------|------------------------------|-------------------------|
| 豪ドルファンド | 米ドル建ての資産に対して米ドル売り／豪ドル買い | 豪ドル ^(注) |
| ブラジルリアルファンド | 米ドル建ての資産に対して米ドル売り／ブラジル・リアル買い | ブラジル・リアル ^(注) |

(注) 円に対して取引対象通貨高となった場合、基準価額の上昇要因となります。

円に対して取引対象通貨安となった場合、基準価額の下落要因となります。

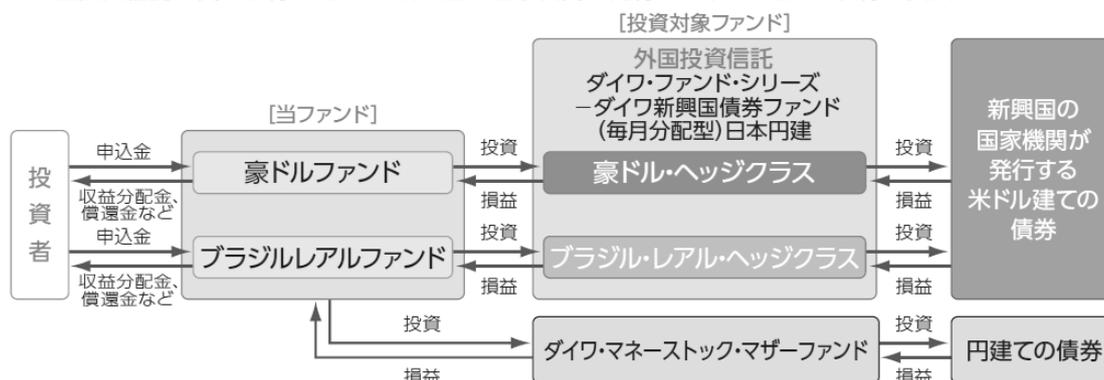
- 各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。
 新興国ソブリン・豪ドルファンド（毎月決算型）：豪ドルファンド
 新興国ソブリン・ブラジルリアルファンド（毎月決算型）：ブラジルリアルファンド

3. 毎月6日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益配分方針に基づいて収益の分配を行ないます。

4. ファンドの仕組み

◎当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

◎外国投資信託の受益証券を通じて、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。



※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他（解約申込みに伴うリスク等）」

※新興国には先進国とは異なる新興国市場のリスクなどがあります。

※NDF 取引を用いて為替取引を行なう際、コストは需給や規制等の影響により、金利差から想定される水準と大きく異なる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」（分散投資規制）では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。

- ・投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
- ・運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合

■当ファンドは、実質的な主要投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。

《ファンドの費用》

| 投資者が直接的に負担する費用 | | |
|---------------------|---------------------------------------|---|
| | 料率等 | 費用の内容 |
| 購入時手数料 | 販売会社が別に定める率 〈上限〉3.3%（税抜3.0%） | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 | — |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | |
| | 料率等 | 費用の内容 |
| 運用管理費用 （信託報酬） | 年率1.078% （税抜0.98%） | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。 |
| 投資対象とする 投資信託証券 | 年率0.54%程度 | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。 |
| 実質的に負担する 運用管理費用 | 年率1.618%（税込）程度（純資産総額によっては上回る場合があります。） | |
| その他の費用・ 手数料 | （注） | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

（注）「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。

《収益分配金に関する留意事項》

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

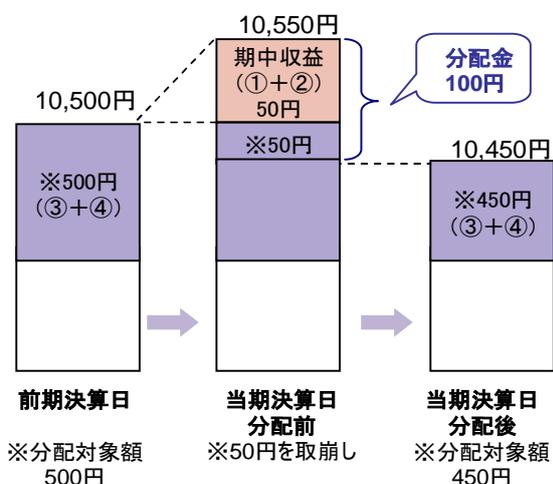
投資信託の純資産

分配金

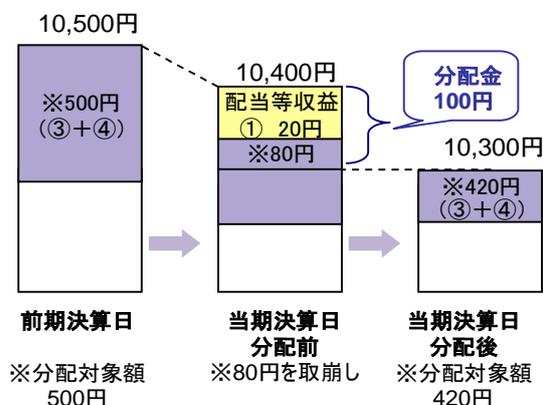
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



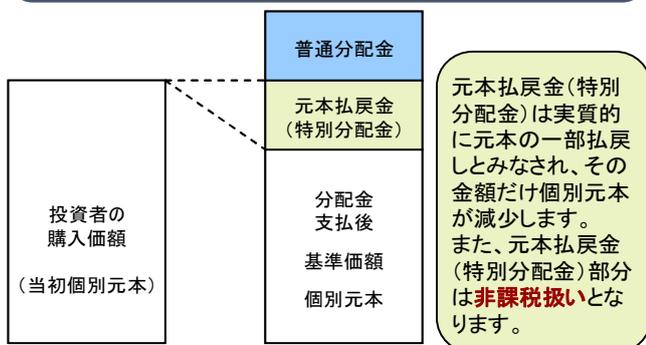
前期決算日から基準価額が下落した場合



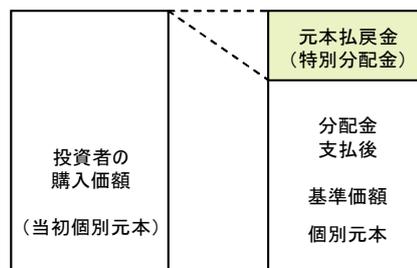
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

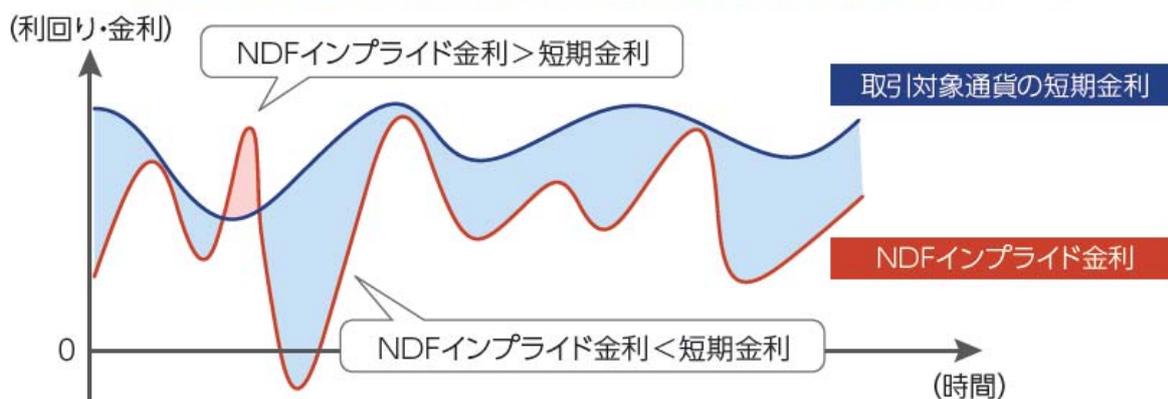
元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

NDF取引とは

- ❖ 取引対象通貨を用いた受け渡しは行わず、米ドル等の主要通貨による差金決済を相対で行なう取引です。
- ❖ NDF取引価格から算出される“NDFインプライド金利”は、市場の流動性が低く、割高や割安を是正する動き(裁定)が働きにくいことから、市場参加者の期待や需給などの要因により、取引対象通貨の短期金利の水準から大きく乖離する場合があります。

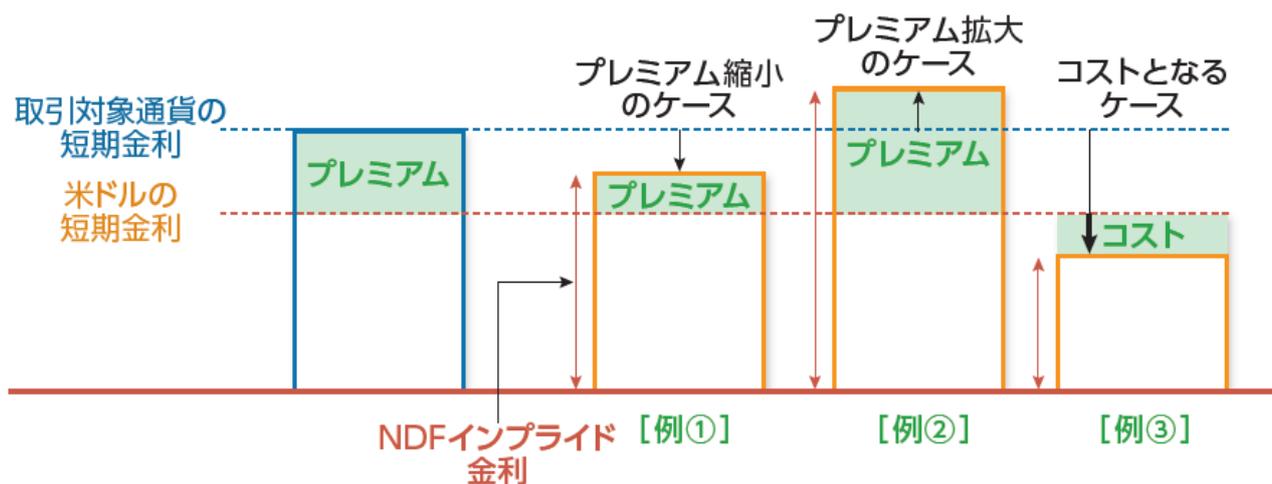
NDFインプライド金利と取引対象通貨の短期金利が乖離するイメージ



※上記はイメージであり、当ファンドのパフォーマンスとは異なります。

NDFインプライド金利の変動の影響

- ❖ 市場参加者の通貨上昇(下落)期待や需給などにより、NDFインプライド金利は低く(高く)なる可能性があります。NDFインプライド金利が取引対象通貨の短期金利より低く(高く)なると、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)が縮小【例①】(拡大【例②】)し、場合によっては為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)となるケース【例③】もあります。



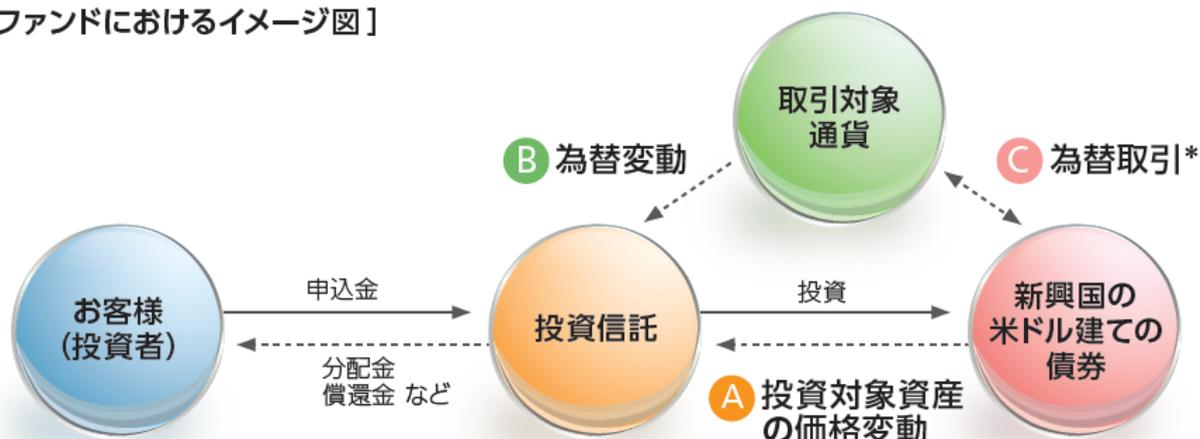
※上記はイメージであり、実際のプレミアム/コストとは異なります。

※上記は投資成果を示唆、保証するものではありません。

《通貨選択型ファンドの収益のイメージ》

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

〔当ファンドにおけるイメージ図〕



*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

| | A | B | (注) C |
|----------------|--|-------------------------------|--|
| 収益の源泉 | = 新興国の米ドル建ての債券の利子収入、値上がり/値下がり | + 為替差益/差損 | + 為替取引によるプレミアム/コスト (金利差相当分の収益/費用) |
| 収益を得られるケース | ・金利の低下 ↑ 債券価格の上昇、利子収入 | ・円に対して取引対象通貨高 ↑ 為替差益の発生 | 取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 ↑ プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 |
| 損失やコストが発生するケース | ↓ 債券価格の下落 ・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化 | ↓ 為替差損の発生 ・円に対して取引対象通貨安 | ↓ コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 |

(注) 為替取引を行なう際にNDF取引を利用することがあります。NDF取引を用いて為替取引を行なう際、プレミアム/コストは、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

◀ 当資料のお取り扱いにおけるご注意 ▶

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

新興国ソブリン・豪ドルファンド（毎月決算型） 取扱い販売会社

| 販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名） | | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|--------------------------------|----------|----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会 |
| 内藤証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号 | ○ | | | ○ |

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。